

商工会は、地域に密着した 総合経済団体です。



商工会事業概要

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村に1,649(令和2年4月現在)の商工会があり、約80万の事業者が加入しています。全国的なネットワークと高い組織率(地域事業者の約60%が加入)を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策(経営改善普及事業)の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。さらに各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者のみなさまを支援いたします。

商工会の2大事業

事業者の経営改善

経営改善普及事業

小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経済産業大臣や都道府県の定める資格をもつ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事します。



地域社会の発展

地域振興事業

地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として、経済活動を通じた元気な地域づくりと商工業振興のため、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉の増進など、さまざまな事業に取り組んでいます。



経営のこと、誰かに 相談したい…。 経営支援

さまざまな面から
経営をサポート
しています!



商工会は多くの事業者の方々とともに歩む地元のビジネスパートナー。相談は原則無料、秘密は厳守です。一度、ざっくばらんにお話してみませんか？

1 頼ってください、経営指導員

商工会窓口での相談はもちろん、みなさまの事業所を直接訪問する巡回訪問も行い、事業や商売、経営の改善や事業発展をサポートいたします。「経営計画を作りたい…」「事業資金を借りたい…」「事業を承継したい…」「商品のパッケージを一新したい…」「税金のことがよくわからない…」「経営の革新を図りたい…」「取引先が倒産した…」など、さまざまなご相談に対応できる体制を整えています。



2 役に立ちます、セミナー・研修会

事業に必要な経営知識、最新の施策情報をご提供するため、各種講習会や研修会などを開催しています。経営力向上セミナーやIT初心者向けパソコン研修など、実際の業務にすぐに活かせる内容になっており大変好評をいただいております。



3 専門家を派遣します、「エキスパートバンク」

みなさまの相談に応じて、各商工会連合会で選定したエキスパートが直接事業所におうかがいする制度です。専門家の立場から、より具体的かつ実践的なアドバイスを受けることで、問題解決を図ることができます。たとえば、店舗レイアウトの改善、品質管理の導入、就業規則等の見直し、ISO導入に係る指導など、経営や技術力の強化を図りたい事業者の方々を支援します。都道府県ごとの制度内容となっており、一部費用をご負担いただく場合もございますので、お近くの商工会にお問い合わせください。



地震や風水害等の災害被災者のみなさまへのご支援につきましては、商工会組織を挙げて実施して参ります。被災された中小企業のみなさまへの最新支援策等については、下記 URL 及び最寄りの商工会までお問い合わせください。

- 全国商工会連合会ホームページ <https://www.shokokai.or.jp/>
- 中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/>

※実施内容は商工会により異なりますので、お問い合わせください

税や経理、保険手続き ってすくめんどろ…

税務・経理・社会保険・労働保険

税務申告や
経理も
おまかせください



「税金っていろいろ控除があるみたいだけど…」 「青色申告制度ってなに？」 など、みなさまのさまざまなお悩みに対し、帳簿の付け方から決算、申告の仕方まで、丁寧にサポートいたします。

1 税理士への 無料相談も実施

決算や申告期には、税理士が専門の相談員として無料の税務相談に応じています。

2 決算や申告業務 も安心

商工会では、事業者のみなさまに代わって元帳作成などを行う「記帳代行」や、事業者のみなさまで決算・申告を行う「自計化」の支援を、クラウド会計サービスで行っています。また、財務データに基づく経営診断やアドバイスなども行っています。



3 社会保険加入の 相談・アドバイス

すべての法人事業所や、常時5人以上の従業員を雇用している一般の個人事業所（飲食・サービス・農・林・漁業等は除く）は、事業者や従業員の意思に関係なく、健康保険・厚生年金に加入しなければなりません。従業員が5人未満の個人事業所でも、一定の手続きをして厚生労働大臣・日本年金機構の認可を受ければ、健康保険・厚生年金に加入することができます。

4 労働保険の 事務代行

従業員を1人でも雇用する事業者は、必ず労働保険に加入しなければなりません。手続きがわずらわしい方、人手不足のため事務処理に困っている方には、商工会が運営指導している労働保険事務組合への事務委託をおすすめします。事務処理が軽くなるだけでなく、労災保険に加入できない事業者や家族従事者も、労災保険に特別に加入することができます。

あなたの会社のイトコ見つけます!! 商工会のクラウド会計サービス

商工会のクラウド会計サービスでは、日々の記帳入力から経営分析まで簡単に行えます。きっと、あなたの会社のイトコが見つかります。記帳から決算業務に至るまでの機能を簡単に使うことができます。

**イトコ
その1** **いつでも、どこでも使えます!**
クラウド型だから、インターネットがつながる事務所でもご自宅でも出張先でも、本店でも支店でも、必要な時、必要な場所で会社の情報がリアルタイムに確認できます。

**イトコ
その4** **データ保全も心配いらず!**
プログラムやデータはデータセンターに管理されています。そのため万が一災害や盗難等でパソコンに不測の事態が発生しても、データの消失や漏えい等の心配はありません。

**イトコ
その2** **商工会が手厚くサポート!**
操作方法から仕訳の内容まで、お気軽にご相談ください。クラウド型の特徴を活かして一緒に同じ画面を確認したり、付箋機能を使ってアドバイスを受けたりすることも可能です。

**イトコ
その5** **建設業・不動産業・農業にも対応!**
建設業の工事別管理や個人事業者の不動産業、農業にも対応しています。幅広い業種の方に使っていただけます。

**イトコ
その3** **あなたのパートナーです!**
日々の記帳入力をするだけで、わかりやすい経営分析資料や資金繰実績表が出力できます。見方が分からなくても大丈夫。商工会がみなさまと一緒に経営を考えます。



※実施内容は商工会により異なりますので、お問い合わせください

融資のことは 相談できる? 金融相談・あっせん

無担保・無保証・低利の
「マル経融資制度」
などをご紹介します



金融や信用保証に関する相談やあっせんも行っていきます。特に、商工会の推薦により日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資する「マル経融資制度」は、経営改善を図ろうとする多くの事業者の方々にご利用いただいています。

たとえば
こんなとき

運転資金として
仕入資金、手形決済資金、
給与・ボーナスの支払い
など



設備資金として
工場・店舗の改装資金、
車両購入、機械設備の
購入など

融資対象	<p>常時使用する従業員が 商業・サービス業: 5人以下 (宿泊業・娯楽業を除く) 製造業・その他: 20人以下 の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会の経営指導を6カ月以上(原則)受けている方 (財務会計の整備状況等に応じて短縮できる場合があります) ● 税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納(原則)している方 ● 同一地区で最近1年以上(原則)事業を行っている方 ● 商工業者であり、日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
融資限度額	2,000 万円以内(運転資金、設備資金合計)
返済期間	運転資金 7 年以内(元金据置1年以内) 設備資金 10 年以内(元金据置2年以内)
保証人担保	保証人不要(法人の場合、代表者保証も不要)、担保不要
融資利率	年 1.21 % (令和2年11月2日現在) ※最新の金利は商工会にご確認ください
融資機関	日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫